

公益財団法人日本オリンピック委員会 利益相反マネジメントポリシー

1 目的及び基本的考え方

(1) 本会の目的と事業

公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）は、オリンピックの理念に則り、スポーツ等を通じ世界の平和の維持と国際的友好親善、調和のとれた人間性の育成に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、本会定款第4条に定める事業を行っており、役員、職員及びその他の本会関係者（以下「役職員等」という。）は、本会の目的を果たすために、誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

(2) 利益相反の概念

ア 利益相反取引

役職員等が、財源調達、施設の管理運営、物品の購入、提供等のために、企業等の外部機関（以下「企業等」という。）と取引を行うことは、本会としての必要かつ重要な役割である。しかし、役職員等は、企業等の関係者としてその営利活動等に関して利害関係を有することも想定されるなど、役職員等個人が得る利益と本会の目的が相反する場合がある。

イ 責務相反

本会は、加盟団体に関連する事業として、選手強化のために加盟団体に交付金等を支給し、オリンピック競技大会等の国際総合競技大会へ選手団の派遣等を行い、加盟団体の事業の適正な運営を確保するために監督を行うとともに、交付金等の支給の停止等の処分を行うこととされているところ、本会の役職員等は、加盟団体の役員、監督及びコーチ等を兼ねることがあるため、本会の目的を達成するために負っている責務と関係する加盟団体における責務が相反する場合がある。

(3) 利益相反マネジメントの基本的考え方

本会は、その目的を達成するためには、企業等や加盟団体と取引ないし協力・連携を行うことが不可欠であり、その過程で利益相反の状態が生じ得ることは十分考えられることであるから、利益相反そのものを否定するものではない。しかしながら、違法ないし妥当性を欠く利益相反によって、本会の目的や社会的責任に鑑みて望ましくない事態を招くおそれもある。そこで、本会は、事業を公正かつ円滑に推進するために、利益相反に対する適切なマネジメントを行うことが求められる。

本ポリシーは、利益相反により本会の目的が歪められ、社会の信頼を損なうことが

ないよう、利益相反マネジメントの方針を明らかにするものであり、これにより、企業等及び加盟団体、さらには社会全体に対し、本会の利益相反に関するポリシーの理解と協力を得ることにより、健全な組織運営を実現しようとするものである。

2 利益相反マネジメントのための具体的施策

(1) 利益相反マネジメントに関する規程の整備

本会における利益相反による望ましくない事態を改善し、又は発生を回避することにより、関係する企業等及び加盟団体との各種活動を公正かつ円滑に推進することを目的として、利益相反について適切なマネジメントを行うために必要な事項を定める規程を整備する。

(2) 利益相反マネジメント委員会の設置

本会における利益相反についてマネジメントを行い、利益相反による望ましくない事態の改善及び発生回避のため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

(3) 役職員等による情報の開示

利益相反マネジメント委員会は、本会における利益相反の状況をチェックするため、利益相反を生じうる可能性のある役職員等に、自己申告書等を提出させる。

(4) 利益相反に関する調査及び報告等

利益相反マネジメント委員会は、自己申告書その他の情報に基づき、利益相反に関する審査を行い、必要があると判断した場合には、調査を実施する。調査の結果、利益相反により望ましくない事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、必要な方針を策定し、理事会に意見具申する。

役職員等は、利益相反マネジメント委員会による調査に協力し、必要な情報の提供等を行うものとする。

(5) 透明性の確保

利益相反マネジメント委員会における調査結果等は、適切な時期及び方法で公開するものとする。

(6) 役職員等への啓発

利益相反に関する意識向上のため、研修の実施等の啓発のための措置を講じる。

令和3年度第9回理事会（3月23日）にて承認